平成２１年（フ）第１４４６号
福岡市東区唐原５丁目３―12リバーサイド唐原201
債務者　藤原　佑介
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６５号
福岡市早良区西新３丁目７番５―308号
債務者　竹馬　浩実
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９６号
福岡市早良区賀茂４丁目４番６―102号
債務者　山下　　徹
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６号
福岡県久留米市合川町2002番地１
債務者　森　伊都代
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７２号
鹿児島県薩摩川内市高城町4181番地プロージット高城201号室
債務者　鍛治屋夕紀
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
沖縄県豊見城市字我那覇210番地　座安マンション202号
債務者　金城　美雪
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８３６号
仙台市宮城野区福室３丁目７番43号　メゾン花巧房Ⅰ―202
債務者　藤田　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５２号
宮城県黒川郡大衡村大衡字座府72番地４
債務者　石川　尚美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６４号
仙台市太白区土手内３丁目１番28号、住民票上の住所仙台市太白区金剛沢２丁目11番34号
債務者　相場　伸也
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６６号
宮城県名取市本郷字大門104番地１　シュティル102号
債務者　佐藤　崇弘
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３２号
宮城県本吉郡本吉町府中87番地の15
債務者　大原　　郁
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３３号
宮城県気仙沼市赤岩石兜123番地１
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２９３号
茨城県久慈郡大子町大字下金沢287番地
債務者　大森友紀子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６号
水戸市下大野町4033―18、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎5039番地
債務者　戸澤　政行
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７号
茨城県ひたちなか市大字中根4852番地53　堀川住宅３号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字中根4852番地53
債務者　小川みどり
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１９号
水戸市泉町１丁目２番21号
債務者　中込　佳子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３２１号
水戸市藤が原３丁目1117番地の1284　県営十万原アパート１棟301号
債務者　小薗江麻友美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９３号
静岡県熱海市桃山町24―19、住民票上の住所神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の５
債務者　鉾立　一績
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　津地方裁判所破産係